

改正派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社フォーサイト・バリュー・テクノロジー
代表取締役 伊藤文英

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（※小数点以下一位未満四捨五入、消費税抜）

(1) 派遣労働者の数	2 人
(2) 派遣先数	3 社
(3) 派遣料金の平均額	27,938 円（1 日あたり）
(4) 派遣労働者の賃金の平均	17,235 円（1 日あたり）
(5) マージン率	38.3% ※マージンには、派遣元事業者として会社負担する 下記の費用を含みます。 ■派遣労働者が取得した有給休暇等に充当した費用 ■確定拠出型年金の会社拠出分 ■決算賞与 ■社会保険料の会社負担分 （健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険） ■教育訓練や技能講習、研修等の補助支援費用 ■営業、管理等事業運営にあたる労働者の人件費 ■オフィス賃貸料、求人広告、通信費等諸費用 ■営業利益
(6) 教育訓練に関する事項	個人情報保護に関する研修（1 回／年） オンライン研修（随時受講可能）
(7) 福利厚生に関する事項	年次有給休暇 確定拠出年金 定期健康診断 東京都情報サービス産業保険組合の福利厚生施設や、 その他のサービス受けられます。※社会保険加入者のみ
(8) 労使協定を締結しているか否か	労使協定を締結していない

<対象期間：2022 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日>